

令和3年9月24日

各保健福祉事務所長 } 殿
保健福祉事務所各センター所長 }

医療危機対策本部室長

陽性確定時における医療費公費負担の対象の整理について（通知）

宿泊療養・自宅療養者に係る医療費公費負担に関しては、令和2年6月15日付け新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長通知（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について（依頼）」（健危第147号））にて通知しましたが、抗原検査で当日に陽性の確定診断を行うことが可能になったという変化を踏まえ、本県における、抗原検査で当日に陽性確定した際の公費対象について整理しましたので、お知らせいたします。

<添付資料>

- ・（別紙）陽性確定時における医療費公費負担の対象の整理について
- ・（参考）「宿泊療養・自宅療養者に係る医療費公費負担」に関する質疑応答集（第1版）※今後、県HPにも掲載し、随時更新していく予定です。

問合せ先
自宅療養グループ 川井、小林
Mail:iryokiki-zitaku.g4ja@pref.kanagawa.jp

陽性確定時における医療費公費負担の対象の整理について

令和3年9月24日
神奈川県医療危機対策本部室

宿泊療養・自宅療養者に係る医療費公費負担に関しては、令和2年6月15日付け新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長通知（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について（依頼）」（健危第147号））にて通知をしていますが、昨年度の通知以降、抗原検査により当日の陽性の確定診断が可能となっている現状を踏まえ、今回、改めて本県としての公費負担の対象を以下の通り整理しました。

公費負担となるのは、保健所に発生届を提出した日の医療から公費負担の対象となります。そのため、各医療機関においては、陽性確定後は止むを得ない場合を除き、当日中に保健所に発生届を提出するか、HER-SYSに入力していただくよう御協力をお願いします。（※参考：感染症法第12条）

患者が発熱等で受診し、当日に抗原検査で陽性となり医師が確定診断した場合、それ以降の解熱剤などの新型コロナウイルス感染症に関連する治療は対象となります（例：処方箋料、調剤薬局における薬剤費等）。

なお、検査により陽性が確定する前に実施した初診料・再診料・院内トリアージ料などは、新型コロナウイルス関連の治療とは認められず、同日であったとしても公費負担とはなりません。この場合、保険診療、公費による検査、公費による治療が混在することになり、患者に一部負担金が発生することにご留意ください。

【公費番号】
公費負担者番号：28140606
受給者番号：9999996

公費の対象	公費の対象ではない
陽性が確定した以降に実施した、解熱剤などの新型コロナウイルス感染症に関連する治療（例：処方（箋）料、調剤料及び薬剤費、（調剤薬局を含む）等）。	検査により陽性が確定する前に実施した初診料・再診料・院内トリアージ料等。

(※参考：感染症法第12条)

(医師の届出)

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）にあっては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第十三項を除く。）において同じ。）に届け出なければならない。

- 一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者
- 二 厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。）